

鳥取県告示第五百二十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年九月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長及び氏名

鳥取市湖山町	鳥取市湖山町宇池瀬外浜	幅員 四メートル
一四七一	一七四二	延長 一、二八、九一
村山善次郎	一七四三	幅員 二メートル
	一七四四	延長

鳥取県告示第五百二十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年九月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長及び氏名

鳥取市車品治	鳥取市西品治字行徳西側	幅員 四メートル
町一四四	三六四番一の一部	延長 一一、二メートル
岩波 宗一	三六五番地先水路	
	三六五番地先水路	
	三六五番地先水路	

交付
41.10.15
鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当分の日は、
休日の場合は、
翌日の曜日)

目次
告示 農地法第三条及び第六条の規定による別表で定める面積に代るべき面積等

告示 国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの
告示 国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの
告示 国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの
告示 国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの
告示 国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの
告示 国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの

告示

鳥取県告示第五百二十八号
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第三号及び第四号並びに同法第六条第一項第二号の規定により鳥取県の区域を分けて各区域の面積をその平均がおおむね同法別表の鳥取県の面積と等しくなるように定め、及び同法第三条第二項第五号の規定により鳥取県の区域の一部

鳥取県告示第三百六十七号（農地法第三条及び第六条の規定による別表で定める面積に代るべき面積等）は、廃止する。
昭和四十一年十月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

区 域	農地法 第三号 の面積	農地法 第二号 の面積	農地法 第三号 の面積	農地法 第二号 の面積	農地法 第三号 の面積	農地法 第二号 の面積
鳥取市 上野町 下野町 日野町 大野町 小野町 中野町 丸野町 北野町 南野町 東野町 西野町 南野町 東野町	一一六		〇・九			
鳥取市 山門町 上野町 下野町 日野町 大野町 小野町 中野町 丸野町 北野町 南野町 東野町 西野町 南野町 東野町						

鳥取市のうち 久末、大東、野坂、宮谷、鳥取、古郡、東大、中和、総路、西大、寺、下峰、山、上	鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡 西伯郡、倉吉市、境港市、東伯郡	鳥取市のうち 日野郡、大東、野坂、宮谷、鳥取、古郡、東大、中和、総路、西大、寺、下峰、山、上

鳥取市のうち 久末、大東、野坂、宮谷、鳥取、古郡、東大、中和、総路、西大、寺、下峰、山、上	鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡 西伯郡、倉吉市、境港市、東伯郡	鳥取市のうち 日野郡、大東、野坂、宮谷、鳥取、古郡、東大、中和、総路、西大、寺、下峰、山、上

鳥取市のうち 久末、大東、野坂、宮谷、鳥取、古郡、東大、中和、総路、西大、寺、下峰、山、上	鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡 西伯郡、倉吉市、境港市、東伯郡	鳥取市のうち 日野郡、大東、野坂、宮谷、鳥取、古郡、東大、中和、総路、西大、寺、下峰、山、上

鳥取市のうち 久末、大東、野坂、宮谷、鳥取、古郡、東大、中和、総路、西大、寺、下峰、山、上	鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡 西伯郡、倉吉市、境港市、東伯郡	鳥取市のうち 日野郡、大東、野坂、宮谷、鳥取、古郡、東大、中和、総路、西大、寺、下峰、山、上

- 日時 昭和41年10月31日 午前9時
場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁会議室
米子市角盤町2丁目 米子保健所大会議室
- (2) 実地試験
日時 昭和41年11月14日 午前9時
場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校
- 2 受験資格

- 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、理容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した理容師養成施設において、美容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4ヶ月以上通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後1年以上の実地習練を経たもの
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終つた者
(4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に、美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者
- 3 試験の方法
試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格し

た者でなければ受けることができない。

- 4 出願の方法
- (1) 願書の提出期間
昭和41年10月11日から昭和41年10月20日まで(郵送のものについては、昭和41年10月20日までの消印のあるものは有効とする。)
- (2) 願書の提出先
ア 県内居住者は、所在地を管轄する保健所
イ 県外居住者は、鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課
- (3) 提出書類
ア 受験願書(別紙様式によること。)
イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行つた場所及び期間を記載すること。)
ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
エ 実地習練を終了したことを証する書面
オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
カ 写真(出願前6月以内に撮影した名判判、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)
キ 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類にかえて、知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。
- 5 試験手数料及びその納付方法等

- (1) 試験手数料 1,000円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけすること。この場合消印をしないこと。
- (3) 既納の手数料は運付しない。
- 6 試験場に持参するもの
- (1) 学科試験
受検通知書、筆記用具及び化粧品
- (2) 実地試験
ア 受験通知書、化粧品及び上ばき
イ 理容師試験を受ける者
ウ 白衣及び調整、顔そりに必要な器具、応急薬品等
エ 美容師試験を受ける者
オ 白衣、コールドパーマネットクローブ等の施術上必要な器具、材料、化粧品及び応急薬品
- 7 実地試験のモテナルは、各自が同伴すること。ただし、美容師試験に係るモテナルは、なるべく年令18才から30才までの者で、髪に著しい癖のないものであること。
- 8 その他
- (1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験について不明の点がある場合は、所在地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
- (3) 文書による照会には、15円切手を同封すること。

別紙様式(B列5判)

理容師(美容師)受験願書

本 籍

住 所(番地及び○○方も記入すること。)

氏 名

収入証紙
はりつけ欄

年 月 日生

理容師法第2条第1項(美容師法第3条第1項)に規定する理容師(美容師)試験を受検したいので、別紙関係書類を添えてお願ひします。

年 月 日

氏 名

鳥取県知事 石坂二郎 殿

(注) 実地試験のみの受験者は願書の下に「実地試験」と朱記すること。